

(令和6年度～)

【様式2】(記載例)

実務経験証明書

(OJT 期間6月以上用)

令和8年8月15日

(施設又は事業所の所在地及び名称)

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

社会福祉法人高知家

(代表者氏名) 理事長 土佐 太郎

法人印を押してください

印

電話 (088) 823-9635

受講者氏名

山田 花子

(昭和60年1月1日生)

上記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

施設又は事業所名	多機能型事業所こうち		
施設又は事業所名の所在地	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号		
業務期間 (OJT 期間を含む) ※1	見込期間なし・見込期間あり (いずれかに○) ※2 令和 2年 4月 1日～ 令和 9年 1月 14日 勤務期間 6年 9か月 ※上記の期間中、実際に業務に従事した日数 (1478日間)		
業務内容	従事した職種	生活支援員	
	業務内容	相談業務・直接支援業務 (いずれかに○)	
	業務内容(具体的に記載)	障害者に対する排せつ、食事介護等の日常生活上の支援及び個別支援計画原案の作成	
	施設・事業所の種別	生活介護・就労継続支援B型(多機能型)	
OJT 開始日	開始日: 令和 8年 7月 15日 (※基礎研修修了日以降の日)		
OJT 終了日	終了日: 令和 9年 1月 14日		
OJT 内容 ※裏面の「業務内容の詳細」を踏まえ該当の内容にチェックを入れる	☒ 基礎研修修了者 (A、B、C' の全て) ☐ やむを得ない事由による措置としてサービス管理責任者等とみなして配置されている (A、B、C、D、E の全て) ☐ 前々年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となり経過措置対象者としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合 (A、B、C、D、E の全て)		
OJT 期間中に作成に携わった個別支	延べ 10 人分		

コメント 4 520902

・申込み時点において実務要件を満たす者 ⇒ 見込期間なし
・申込み時点において実務要件を満たさないが研修開始日前までに必要な実務経験日数を満たす見込みがある者 ⇒ 見込期間あり

・記載例では、申込み時点(8月15日)においてはOJT開始日からOJT終了日までに実務経験(6ヶ月)を満たさないが、令和9年1月14日まで勤務すれば実務経験を満たすため、「見込期間あり」としている。

コメント 3 520902

利用者への個別支援会議の開催など、個別に相談を受けている場合でも、生活支援員として配置されている場合は、直接支援業務に○を付けてください。

コメント 2 520902

開始日から6ヶ月以降の日を記載してください。

コメント 1 520902

6ヶ月OJTでは10人以上に対して個別支援計画原案の作成が必要です。

(記入上の注意事項)

- ※ 1 **実務経験及び日数換算について**
 - ・「**1年以上の実務経験**」とは、「業務に従事した」期間が1年以上であり、かつ、実際に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいう。
 - ・「**業務に従事した**」とは、業務期間内において実際に業務に従事したこと（休日、休暇、病気等で従事しなかった日を除く。）をいう。
- ※ 2 **見込期間なし・見込み期間ありについて**
 - （1）申込み時点において実務要件を満たす者 ⇒ **見込期間なし**
 - （2）申込み時点において実務要件を満たさないが研修開始日前までに必要な実務経験日数を満たす見込みがある者 ⇒ **見込期間あり**
 - ・見込み期間ありに○をつけた場合は、受講する研修の開始日前までの期間で記載してください。
- ※ 3 **業務内容（相談業務・直接支援業務）について**
 - ・該当するものに○をつけてください。サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者としてみなしで配置されている場合は、「直接支援業務」に○をつけてください。
- ※ 4 **業務内容（具体的に記述）について**
 - ・障害福祉サービス以外の施設・事業所等での業務については、**支援の対象者（障害児者等）を明記**したうえで具体的に記載してください。（例：「障害のある児童への支援を実施」等）

(OJT内容)

業務内容の詳細
① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第 58 条第2～3項等参照)
② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第 58 条第4項等参照)
③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第 58 条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等参照)
③' サービス管理責任者等が開催した③の会議に参加する
④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第 58 条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等参照)
⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第 58 条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等参照)

※①～⑤は個別支援計画見直しの際も行います